

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-4
提出年月日	令和5年3月2日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第34条 緊急時対策所

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	全般	主に以下の記載表現の適正化を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・全角・半角記載適正化 ・「,」「。」記載適正化 ・「出来る」⇒「できる」 ・「全て」⇒「すべて」 ・「エネルギー」⇒「エネルギー」 ・「バッテリー」⇒「バッテリ」 ・「更に」⇒「さらに」 ・「万が一」⇒「万一」 ・「関わらず」⇒「かかわらず」 ・「恐れ」⇒「おそれ」 ・「および」⇒「及び」 ・「または」⇒「又は」 ・「出来る」⇒「出来る」 ・「従って」⇒「したがって」 ・「但し」⇒「ただし」 ・「毎に」⇒「ごとに」 ・「など」⇒「等」 ・「遮へい」⇒「遮蔽」(設備名称除く) ・「T.P + ●●」⇒「T.P ●●」 	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	全般	「原子炉格納容器」⇒「原子炉格納施設」	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	全般	「1号炉および2号炉」⇒「1号及び2号炉」	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	全般	携帯電話に関する記載を削除	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	全般	緊急時対策所の記載について適正化(図表含む)	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	34-とりまとめた資料-2 34-とりまとめた資料-3	以下の誤記を訂正 (旧) 2-1 設備名称・用語等の相違(以下については、 <u>差異理由欄</u> に差異理由を記載しない) 2-2 設備または設計方針の相違(以下については、 <u>差異理由欄</u> に相違No. を記載する) (新) 2-1 設備名称・用語等の相違(以下については、 <u>相違理由欄</u> に差異理由を記載しない) 2-2 設備または設計方針の相違(以下については、 <u>相違理由欄</u> に相違No. を記載する)	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	34-とりまとめた資料-3	相違理由No. ①について、以下の先行審査プラントの状況を追記 【緊急時対策所を分割している点は、柏崎及び伊方と同様】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-とりまとめた資料-3	相違理由No. ③について、以下の先行審査プラントの状況を追記 緊急時衛星通報システムは、泊3号炉を含めた他プラントでは設置していない。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-とりまとめた資料-3	相違理由No. ④について、以下の先行審査プラントの状況を追記 緊急時対策所の通信連絡手段としていないのは女川と同様。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-とりまとめた資料-3	相違理由No.⑤(携帯電話)について、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に保管する設備ではないことから記載を削除。 当該項目を欠番とする。	通信連絡設備と緊急時対策所の設備兼用を削除するとともに、設備仕様及び本文中の記載も削除する。
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-とりまとめた資料-3	相違理由No. ⑥について、内容適正化のため以下のとおり修正 (旧) 泊3号炉は、可搬型タンクローリーによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料をくみ上げる手段を整備しているが、本手段の屋外アクセスルートは1ルートのみであるため、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いた燃料くみ上げ手順を整備することで、屋内アクセスルートを整備し、複数ルートを確保する。 (新) 泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からタンクローリーへ燃料を汲み上げる手段として、タンクローリー付きの給油ポンプによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料を汲み上げる手段と、3号炉建屋内ルートにホースを敷設し燃料油移送ポンプを使用して燃料を汲み上げる手段の2つの手段を整備することにより、燃料補給するための複数のルートを確保している。	タンクローリーのアクセスルートが1ルートのみであると読める記載であったことから、タンクローリーによる直接汲み上げ手段と、屋内ルートにホースを敷設することでタンクローリーによる燃料汲み上げにルートが複数ある旨の記載に修正した。
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-とりまとめた資料-3	相違理由No. ④について、以下の先行審査プラントの状況を追記 (ディーゼル発電機燃料と合わせて重大事故等時に必要な燃料を保管すること及びタンクローリーを用いた燃料補給は大飯3/4号炉と同様)	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-とりまとめた資料-4	相違理由No. ⑧指揮所・待機所間の連絡手段について以下の内容を追記 (指揮所・待機所間の連絡手段としてテレビ会議システムを配備しているプラントは泊3号炉のみ)	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-とりまとめた資料-4	相違理由No. ⑨(空調設備の設置場所)について空調上屋の目的を整理し記載内容を適正化(下線部参照) (旧) 女川2号炉は、緊急時対策建屋内に空調設備を設置しているが、大飯3/4号炉及び泊3号炉は緊急時対策所外に設置している。 泊3号炉は、空調設備専用の建屋(空調上屋)を設置し、指揮所及び待機所のスペースに影響が無い設計としている。 (新) 大飯3/4号炉は屋外に空調設備を設置しているが、泊3号炉及び女川2号炉は、屋内に設置している。 泊3号炉は空調設備専用の建屋(空調上屋)、女川2号炉は緊急時対策建屋に設置しているという違いはあるものの、屋内に設置していることで空調設備を風雪等の外部事象から防護できるという点は同様である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-とりまとめた資料-4	<p>相違理由No. ⑩について、以下の先行審査プラントの状況を追記(下線部参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源構成の相違 <p>泊3号炉の通信連絡設備は設置許可基準規則第35条からの要求である「常時使用できること」を満足するため通常時、泊3号炉の非常用低圧母線から受電している。</p> <p>また、緊急時対策所に設置する無停電運転保安灯についても3号炉非常用低圧母線から受電する設計としている。</p> <p>泊3号炉の通信連絡設備等を除く緊急時対策所の電源は、通常時は泊1号炉又は2号炉の所内常用母線から受電している。1号炉若しくは2号炉所内常用母線の電源喪失時又は3号炉非常用低圧母線の電源喪失には緊急時対策所内の分電盤で緊急時対策所用発電機からの受電に切り替える設計としている。</p> <p><u>非常用母線及び常用母線から受電できる電源系統構成は東海第二と同様。</u></p>	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-とりまとめた資料-5	<p>相違理由No⑫(無線連絡設備(固定型))について、記載を追加。</p> <p>設備の相違として女川2号炉に「無線連絡設備(固定型)」を追加</p> <p>女川2号炉で中央制御室及び緊急時対策所に設置している無線連絡設備(固定型)は、泊3号炉では設置していないが、衛星電話設備(固定型)にてその機能を充足するため、重大事故等に対処可能と判断している。(大飯3/4号炉、伊方3号炉と同様)</p> <p>本項目追加に伴い、従前No⑫として記載していた「衛星電話設備(FAX)」の番号をNo⑬に変更。</p>	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-17	<p>代替交流電源設備の設計方針について、以下のとおり記載を適正化(下線部参照)</p> <p>(旧) 可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所各々に、電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。</p> <p>(新) 可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに、電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所用に1台及び緊急時対策所待機所用に1台、故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所用に1台及び緊急時対策所待機所用に1台の合計4台を配備する設計とする。また、緊急時対策所用発電機は通信連絡設備及び無停電運転保安灯へも給電できる設計とする。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-17	代替交流電源設備の設計方針について、以下のとおり記載を適正化(下線部参照) (旧) 緊急時対策所用発電機使用時には緊急時対策所用発電機各2台が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれの必要負荷に対して7日間(168時間)以上連続運転が可能ないように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。 (新) 緊急時対策所用発電機使用時には緊急時対策所指揮所に2台及び緊急時対策所待機所に2台の合計4台が、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれの必要負荷に対して7日間(168時間)以上連続運転が可能ないように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-21 34-35	以下の相違理由記載欄(衛星電話設備(FAX))に対する記載を修正 (旧) ・設備の相違(相違理由⑮) ・設備の相違(相違理由⑯) (新) ・設備の相違(相違理由⑬)	記載番号の誤り及びとりまとめた資料の相違理由追加に伴う番号の修正
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-20 34-36	以下の「無線連絡設備(固定型)」の相違理由欄の記載について、相違理由を取りまとめた資料に追加したことから記載を変更する。 (旧) 【女川】 ・設計の相違 女川2号炉で中央制御室及び緊急時対策所に設置している無線連絡設備(固定型)は、泊3号炉では設置していないが、衛星電話設備(固定型)にてその機能を充足するため、重大事故等に対処可能と判断している。 (新) 【女川】 ・設計の相違(相違理由⑫)	とりまとめた資料-4に記載のNo⑫に当該相違理由を追加したことによる修正
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-6	図の適正化: 建屋断面の追加 図1.2-2 緊急時対策所 周辺図	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-15 34-別添1-23 34-別添1-202	記載表現の適正化を実施 (誤) 放射性物質の拡散を抑制するための要員 (正) 放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-15 34-別添1-43 34-別添1-112 34-別添1-202	以下の記載適正化を実施 (旧) 1、2号炉運転員 (新) 1号及び2号炉運転員	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	34-別添1-15 34-別添1-26 34-別添1-32	以下の記載適正化を実施 (旧) 1号炉(2号炉)常用母線 (新) 1号炉又は2号炉常用母線	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	34-別添1-24	図の適正化: 誤記修正 図2.1-2 緊急時対策所指揮所 レイアウトイメージ図	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	34-別添1-23	記載適正化: 「について」を追記 2.1 建屋及び収容人数について	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	34-別添1-26	記載適正化及び誤記訂正 (誤) また、分電盤が3号炉非常用低圧母線を介しディーゼル発電機から受電できない場合、3号炉非常用低圧母線は常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの受電に切替える設計とする。 (正) また、緊急時対策所指揮所に設置する通信連絡設備及び無停電運転保安灯分電盤に給電する3号炉非常用低圧母線がディーゼル発電機から受電できない場合、3号炉非常用低圧母線は常設代替交流電源設備である代替非常用発電機からの受電に切り替える設計とする。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	34-別添1-26	記載適正化及び誤記訂正 (誤) さらに、代替非常用発電機の機能喪失又は1号炉((2号炉)常用電源の電源喪失を考慮し、分電盤は緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用の代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。 (正) さらに、代替非常用発電機の機能喪失を考慮し、緊急時対策所指揮所内の分電盤は緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用の代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)	34-別添1-26	記載内容適正化のため、以下の内容を追記 <u>その他運用に必要な設備に対して、1号炉又は2号炉常用母線から受電できない場合、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からそれぞれ受電可能な設計とする。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-26	記載適正化及び誤記訂正 (誤) 緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所各々に電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため、2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。 (正) 緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれに電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため各1台、2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-27	記載内容適正化のため、以下の内容を追記 緊急時対策所用発電機は、車両(ホイールローダ)による運搬可能な設計とする。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-28	図の適正化 図2.2-1 緊急時対策所 電源構成	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-29	図及びタイトルの適正化:代替電源設備間の離隔距離記載を図面に追記 (誤) 図2.2-2 代替交流電源設備の配置 (正) 図2.2-2 代替交流電源設備__配置図	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-30	緊急時対策所の電源負荷について、指揮所と待機所で書き分けのため記載を修正した。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所の負荷容量は、表2.2-1に示すとおり、最大約167kVA(うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は、約17kVA)であり、3B-ディーゼル発電機(7,000kVA)、代替非常用発電機(1,725VA(1台当たり))及び緊急時対策所用発電機(270kVA(1台当たり))により給電可能な設計としている。 (新) 緊急時対策所の負荷容量は、表2.2-1に示すとおり、緊急時対策所指揮所で最大約97kVA(うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は、約17kVA) 緊急時対策所待機所で最大約70kVAであり、3B-ディーゼル発電機(7,000kVA)、代替非常用発電機(1,725VA(1台当たり))及び緊急時対策所用発電機(270kVA(1台当たり))により給電可能な設計としている。	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-38	以下の図面について適正化を実施 図2.3-1 緊急時対策所 遮蔽説明図 (指揮所と待機所 両方の図面を記載するよう修正)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-41	以下の誤記を修正した。 (誤) 図2.4-1 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図 (ブルーム通過前及び通過後: 可搬型緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化) (正) 図2.4-1 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図 (ブルーム通過前及び通過後: 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-43	以下の誤記を修正した。 (旧) 緊急時対策建屋 (新) 空調上屋	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-45	記載適正化: 末尾の句点を削除。 $Q1 = 4.75 \times 60 = 285 [m^3/h]$ 以上。 $Q3 = 89 [m^3/h]$ 以上。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-50	以下の誤記を修正した。 (旧) 緊急時対策建屋 (新) 緊急時対策所	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-51	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.4-4図 (新) 図2.4-4	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-64	以下の図面の不要な凡例を削除 図2.4-13 可搬型空気浄化装置から空気供給装置加圧に切り替えるイメージ図	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-69	e, 項を以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 以下のパラメータを監視し, 緊急時対策所の状況~ (新) 以下のパラメータを監視し, 緊急時対策所内外の状況~ また, 相違理由も以下のとおり追記した。 (追加) 【大飯】記載表現の相違 ・大飯には「内」の記載がないが, 両社ともに緊急時対策所可搬型エリアモニタで緊急時対策所内の線量当量率を関しすることに相違なし。	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-81	以下の図面を適正化 図2.4-23 可搬型緊急時対策所空気浄化ファン及びフィルタユニット設置位置	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第34条 緊急時対策所 (DB34)	34-別添1-91	以下の誤記を修正 (下線部参照) (誤) 屋外及び空調上屋に保管・設置する… (新) 屋外又は空調上屋に保管・設置する…	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-105	記載適正化 (旧) 主にデータ収集計算機 (新) データ収集計算機	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-105	記載適正化 (旧) ERSS伝送データサーバ (新) ERSS伝送サーバ	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-106	図の適正化: 一部破線を実線に修正 図2. 5-1	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-128	以下の誤記を修正 (下線部参照) (誤) 空気浄化ファン (新) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-133	以下の図面(タイムチャート)に操作手順とのリンク記載を追加 図3. 2-12 可搬型空気浄化装置による正圧化(ブルーム通過前)のタイムチャート(操作手順a.) 図3. 2-13 空気供給装置(空気ポンプ)による正圧化(ブルーム通過中)のタイムチャート(操作手順b.) 図3. 2-14 空気供給装置(空気ポンプ)から可搬型空気浄化装置への切替え(ブルーム通過後)のタイムチャート(操作手順c.)	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-138	誤記修正 (誤) 無停電運転保安灯照明は (新) 無停電運転保安灯は	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-153	誤記修正 (誤) 図4-5, 図4-6 (正) 図4-10, 図4-11	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-157	記載適正化: 「である」を追記 泊はアンカーボルトである。	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-159	誤記訂正 (誤) 第2-1表 (正) 第2-2表	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-161	誤記訂正を実施(下線部参照) (誤) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファン (正) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-161	記載適正化: 「第1図」を追記 第1図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンケーシング 解析モデル図	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-174	誤記修正 (誤) 緊急時対策建屋 (正) 緊急時対策所	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-183	記載適正化: 「(」を追記 約1. 2 mSv ((130 mSv/h+約16 mSv/h)/3600 sec/h×30 sec)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-185	誤記修正: 配備台数等を変更 表5. 2-1	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-192	記載適正化: タイトル位置の修正 表5. 3-2	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-195	図の適正化: 一部破線を実線に変更 図5. 4-1	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-202	記載の適正化: 「数」を追記 5. 5 緊急時対策所の要員数とその運用について	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-212	記載の適正化: 竜巻防護の方針を修正 (旧) 竜巻により損傷する場合を考慮し、代替設備により必要な機能を確保する、又は安全上支障のない期間に修復する等の対応を行うことにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。 (新) 緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。	変更に伴い相違理由も削除
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-213	記載の適正化: 6条側の審査実績を踏まえ以下の下線部の記載を削除 寿都特別地域気象観測所での観測記録(1884~2020年)によれば、月最深積雪の最大値は、189cm(1945年3月17日)であるが、発電所構内の除雪体制が確立されていること、さらに積もるまでに一定の時間を要することから、除雪により基準積雪量150cmを上回らない積雪量に抑えることが可能であるため、設計基準積雪量は、建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則に基づく垂直積雪量150cmとする。	変更に伴い相違理由も削除
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r. 6. 0)	34-別添1-218	記載の適正化: 「対応」を追記 こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し	